**２０２２年度S1S2 GSII　「情報法学」　最終授業回レポート**

（提出締切りー2022年7月26日（火）17:00時）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本授業は原則としてオンライン実施とします。

成績評価方法については、１）毎回の授業への出席、２）議論への参加、及び、３）毎回の授業レポートの提出を、単位取得の要件とします。

記入したレポートを、ITC-LMS上で通知する期日までに、PDFファイル形式で、ITC-LMS上の指定欄にアップロードしてください。記入する文字は、10.5ポイント以上としてください。

提出されたレポートは、成績評価の対象となります。記入された内容が不十分な場合は、本授業の単位を出せないこともありますので、注意してください。

最終授業回のレポート（第13回）の様式を掲げます。

レポート作成に際し、法令・判例・学説等の記述は、出典を明記してください。出典や引用の具体的な方法について、例えば、東京大学総合図書館のサイト上の「レポート・論文作成支援」

<https://www.lib.u-tokyo.ac.jp/ja/library/literacy/user-guide/campus/report>

にある、以下の「研究論文の作法－法学・政治学分野における博士論文作成に関するガイドライン－」(PDF)を参考にしてください。

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2017/10/4_1_1.-How-to-write-thesis-LP_JP.pdf>

特に 5～8 頁（｢３．出典と引用について｣「2-6　インターネットからの引用」「4. 論文の盗用・剽窃について」）を熟読してください。

他人の文章の盗用等の不正行為には厳正に対処し、不正行為が明らかになった場合（盗用させた場合を含む）には、厳正な処置をとります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日時 | | 2022年　７　月　5 日（第　13　回） | | |
| 記入者 | | | | |
|  | 氏名 | 平澤彰悟 | 学籍番号 | 49-226116 |

|  |  |
| --- | --- |
| これまで本授業で取り上げた争点や法令・裁判例を挙げながら、情報法に関する諸課題の解決の在り方について、**ご自分の考え**を、**２千字**程度で記入してください。 | ## はじめに  インターネットが普及し、文章や音楽、映像といったコンテンツが紙媒体のみならず、デジタルデータとして扱われるようになった。デジタルデータは複製、拡散が容易にできるため、その著作権を規定するルールが世界的に作成された。デジタルコンテンツの著作権を取り締まるルールは数多く存在するが、本レポートは現行、広く使われているクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下 CC ライセンスという）に注目する。本稿は次の順番で執筆を行った。はじめに、CC ライセンスが生まれた背景について述べる。次に CC ライセンスの具体的な内容とその利用方法についての説明を行う。CC ライセンスの概説を述べたあと、判例を用いながら CC ライセンスの限界や課題点について触れ、最後にその解決策を筆者の意見を交えながら本レポートを締めることとする。  ## CC ライセンスが作られた背景  CC ライセンスはスタンフォード・ロー・スクール ローレンス・レッシグ教授によって提唱され、2002 年 12 月に米国で活動が開始された(野口,2006）。インターネットが普及した当初は、アナログ媒体を前提とした著作権のルールがそのまま適用されていた。旧来のルールでは使用するごとに権利者への連絡が必要であり、その煩雑性から二次利用がしにくい課題があった(野口,2006）。これを解決するために CC ライセンスが開発された。CC ライセンスは以下の 2 点を実現するために作られたライセンスである。1）予め著作ルールを提示することで、第三者が許諾申請なしに一定のルールのもと自由に使えるものとする。 2）一般の人でもわかる程度に権利に関するルールをシンプルにし、ネット検索やアプリケーション連携をスムーズにする。2006 年時点で約 40 カ国で国内法準拠作業が完成しており、グローバルな著作権ルールとして活用されている(野口,2006）。  ## CCライセンスの説明と利用方法  前述したとおり、CCライセンスは事前に権利ルールを明示することで、一定のルールにおいて未知の第三者が自由に活用できる旨を示したライセンスである。CC ライセンスで事前に用意されている権利体系のなかから一つを選択し、それを明示することで権利者は CC ライセンスを利用することができる。本章では、CC ライセンスの種類を紹介しながら、その利用方法について述べる。CC ライセンスは以下の 6 種類用意されている（図 1 参照）。 テキスト  自動的に生成された説明  (図1）  各アイコンの意味は以下の通りである（図 2 参照）。  グラフィカル ユーザー インターフェイス, アプリケーション  自動的に生成された説明  (図２）  人のマーク「BY」を表示することで、著作物の利用者は権利者の名前を表示することが義務化される。通貨マークに斜線入ったもの「NC」を表示することで、非営利のみでの利用を許可している意味となる。イコールマークが入ったものは、著作物を利用する際に利用者は改変を行ってはいけないことを明示している。最後に、矢印が丸まったものはその著作物を利用したコンテンツを公開する際に、オリジナルの著作物と同じ CC ライセンスで公開することが義務化される。権利者は上記 4 つの要素を任意に組み合わせて CC ライセンスを使用することができる。表記方法は Creative Commons が用意している画像をコンテンツに記載するか、「CC BY-NC 4.0」のように自身が選んだ権利表示を文字で表示することになっている。4.0 と記載されている数値の部分は CC ライセンスのバージョンを示している。世界中のライセンス利用状況や、利用者からの要望や懸念点などを踏まえ、ライセンスの有用性や法的効力を向上させるために、細かな規定や文言を見直し改訂されており、バージョンごとに権利の保証内容が違う場合もあるので、権利者は自身が望む権利体系とバージョンを指定する必要がある。  ## CC ライセンスの限界  CC ライセンスは権利者が事前に権利を保持する体系を主張することはできるが、権利者自身を保護する仕組みではないことは注意が必要である。CC ライセンスを無視した第三者がいた場合に、それを摘発するといった効果は CC ライセンスにはない。権利侵害があった場合は権利者自身が裁判等で審議する必要がでてくる（林ら,2014）。CC ライセンス自身が悪意の持った第三者を裁くといったことはなく、権利侵害が起きた際には、権利者自身がアクションを起こす必要があることがポイントである。  ## CC ライセンスに関する判例  この章では CC ライセンスが付与された著作物に関する判例を 2つ紹介する。章の最後に判例から見える CC ライセンスに関する課題の考察を行う。  タレントの Adam Curry 氏が CC ライセンス BY-NC-SA 2.0 で公開した家族写真が商業誌の Weekend に無断で掲載された。NC（非商用利用）の表記があるのにも関わらず、商業誌に掲載された点が争点となる裁判であった。結果は Adam Curry 氏が勝訴した（creative commons,2006）。CC ライセンスを確認せず、フリードメインと勘違いした Weekend 誌による過失が大きいとして、この裁判に決着がついた。  次に紹介するものは、権利侵害が行われているが実際にまだ裁判には至っていない。なぜ、裁判が行われていないかの理由も踏まえて紹介する。フランスで、BY-NC-ND2.0 ライセンスのもとで公表されていた音楽がテレビ放送で用いられた（creative commons,2006）。BY（著作者の明記）と ND（改変禁止）の指定があったのにも関わらず、テレビ局は権利者の表記を行わず改変も行ったため、これを権利侵害としている。権利侵害は起きているが、裁判にかかる費用がライセンス料より高額になるとの見積もりがでたため、執筆時点では裁判にまでは発展していない。  上記の事例 2つに共通して言えることは、権利侵害者が CC ライセンスを理解せずに、著作物を利用していることである。インターネットであらゆるコンテンツが手に入りやすくなった一方で、利用者は法人、個人問わずライセンス規約に準じた適切な利用をしなくてはならない。コンテンツのダウンロードと発信がしやすくなった現代にこそ、ライセンスに関するリテラシーが従来以上に大切になっている。  ## まとめ  CC ライセンスの成り立ちから概要の説明を行い、現行の社会において発生した判例を紹介してきた。手に触れる物理的なものだけでなく、写真や動画、文章などあらゆるデータに価値が付与されているなかで自身の著作権を守る、人の権利を侵害しないためにも著作物に関するルールを理解することは、現行の社会において極めて重要なものだと言える。SNS のタイムライン等を見ると、著作権を無視した掲載を度々目にする。2021 年 6 月には、動画プラットフォーム YouTube に映画のシーンを切り取り編集したネタバレ動画をアップロードし、男女 3 人が逮捕された事例もある。容疑者は著作権に関するルールを理解しておらず、行為に対して違法性はないと認識し動画をアップロードしていたという（東日本放送,2022）。未成年でもスマートフォンを持ち SNS を活用するなかで、著作権に関するルールを若者がどれほど理解しているかは疑問である。著作権侵害によって、未成年が多額の請求をされるといったことも現実的にはありえることである。若い人はもちろん、ネットを使う全ての人が今一度、著作権に関するルールを勉強しなおす必要があるように感じる。学校教育や、企業内での講習等を充実させることによって、権利侵害のトラブルを減らせると考える。  ## 参考文献  野口裕子.デジタル時代の著作権とクリエイティブ・コモンズの役割について.社団法人 情報処理学会 研究報告. 2006,65(2006-EIP-032),p1-5.  林 和弘, 桑原 真人.クリエイティブ・コモンズとは何か : オープンアクセス時代の著作権と科学者(話題).2014,69（2）,p102-105.  creative commons japan."クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは".creative commons japan. https://creativecommons.jp/licenses/,（参照 2022/07/25）  creative commons japan." ライセンス・バージョンとは何ですか？ なぜ存在するのですか？ ".creative commons japan. https://creativecommons.jp/faq/#i12,（参照 2022/07/25）  creative commons japan."[ISUMMIT]CC ライセンス関連訴訟".creative commons japan. https://creativecommons.jp/2006/07/10/report-isummit-legal/,2006-07-10参照 2022/07/25）  東日本放送."「ファスト映画」インターネットに投稿した疑い　ユーチューバーの男逮捕".東日本放送. https://www.khb-tv.co.jp/news/14549401,2022-02-25（参照 2022/07/25） |